

川崎市保育所等整備協力要請制度要綱

平成28年9月6日

28川こ保整第312号市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、保育所等の整備に関して市長が行う指導及び助言に関する事項その他必要な事項を定めることにより、保育所等の整備を推進し、もって子育て環境の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、条例で使用する用語の例による。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設その他これらに類する施設をいう。
- (2) 世帯用住戸 主として2人以上の者が居住することを目的として計画された住戸であって、居住部分の床面積（ただし、共用部分の床面積を除く。）が60㎡以上のものをいう。

(協力要請の対象建築物)

第3条 市長は、条例の適用の対象となる建築行為について、条例第10条第2項の規定に基づく指導及び助言をするに当たり、別表に

定める重点要請地域内において世帯用住戸の戸数が50戸以上の共同住宅（ただし、川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）第1条に規定する市営住宅、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅その他これらに類する施設を除く。以下「対象建築物」という。）に係る建築行為を計画する対象事業者に対して、次条に定める協力要請をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、保育の需要に応ずるため特に必要があると認めるときは、重点要請地域以外の地域において対象建築物に係る建築行為を計画する対象事業者に対しても、次条に定める協力要請をすることができる。

（協力要請の内容等）

第4条 市長は、世帯用住戸の戸数が180戸以下の対象建築物に係る建築行為を計画する対象事業者に対しては、当該戸数に0.105を乗じて得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の定員数の保育所等の整備又は世帯用住戸1戸当たり30万円を基準とする寄附金の支払を要請するものとする。

- 2 市長は、世帯用住戸の戸数が181戸以上の対象建築物に係る建築行為を計画する対象事業者に対しては、原則として当該戸数に0.105を乗じて得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）以上の定員数の保育所等の整備を要請するものとし、当該整備が困難な場合は、世帯用住戸1戸当たり30万円を基準とする寄附金の支払を要請するものとする。

3 前2項の規定により要請する保育所等は、原則として、自主整備（対象事業者が用地等を自ら調達し、市からの施設整備費の補助を受けずに行うものをいう。）によるものとする。

（寄附金の支払方法）

第5条 対象事業者は、寄附金を支払うときは、条例第21条に規定する申請書の提出前に、寄附申出書（別記様式）を市長に提出するものとする。

2 寄附申出書を提出した対象事業者は、対象建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を受領した後、市長の発行する納付書により、速やかに寄附金を支払うものとする。

（寄附金の使途）

第6条 寄附金は、次に掲げる費用に充当するものとする。

（1）認可保育所等の整備に係る費用

（2）その他市長が特に必要と認める事業に係る費用

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、同日以後に条例第10条第1項に規定する事前届出書が提出された対象事業について適用する。

別表

| 重点要請地域 |
|---|
| J R 南武線川崎駅から稲田堤駅までの各駅から1 k m以内の地域 |
| J R 南武線尻手駅から浜川崎駅までの各駅から1 k m以内の地域 |
| 京浜急行電鉄本線京急川崎駅及び大師線京急川崎駅から小島新田駅までの各駅から1 k m以内の地域 |
| J R 横須賀線武蔵小杉駅及び新川崎駅から1 k m以内の地域 |
| 東京急行電鉄東横線新丸子駅から日吉駅までの各駅から1 k m以内の地域 |
| 東京急行電鉄田園都市線二子新地駅からたまプラーザ駅までの各駅から1 k m以内の地域 |
| 小田急電鉄小田原線登戸駅から鶴川駅までの各駅から1 k m以内の地域 |
| 小田急電鉄多摩線五月台駅からはるひ野駅までの各駅から1 k m以内の地域 |
| 京王電鉄相模原線京王稲田堤駅及び京王よみうりランド駅から1 k m以内の地域 |

備考 この表において「1 k m以内の地域」とは、表中の各駅の敷地境界線からの水平距離が1 k m以内の地域のうち本市の区域に属する地域をいう。また、対象事業区域の一部が表中の各地域内にある場合は、当該対象事業区域の全部が重点要請地域に属するものとする。